

役務の提供に関する業務における最低制限価格制度の試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、名古屋高速道路公社が発注する役務の提供に関する業務に係る競争入札における最低制限価格制度の試行実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 競争入札により相手方を選定する契約で、次の各号に掲げるものに係る契約について最低制限価格制度を試行するものとする。

- 一 有料道路の料金を収受する業務
- 二 事務所等の清掃業務
- 三 前各号に掲げるもののほか理事長が特に必要と認める業務

(最低制限価格)

第3条 最低制限価格の設定にあたっては、国が定める地域別最低賃金を確保することを考慮して設定するものとする。

ただし、その価格が予定価格に対して10分の9を超える場合にあつては10分の9とし、10分の7に満たない場合にあつては10分の7とする。

2 最低制限価格の算定にあたって、当該価格に円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

ただし、予定価格に10分の9を乗じて得た額に円未満の端数がある場合には当該端数を切り捨てるものとし、10分の7を乗じて得た額に円未満の端数がある場合には当該端数を切り上げるものとする。

3 最低制限価格の設定は、予定価格の設定に併せて行うものとする。

また、予定価格調書に当該最低制限価格及び入札書比較価格を併記するものとする。

4 入札書比較価格の算定にあたって、円未満の端数が生じた場合には、当該端数を切り上げるものとする。

5 最低制限価格を下回る価格をもって申込みをした者は、失格とする。

(入札参加者への周知)

第4条 この要領により最低制限価格を設定するときは、入札に参加しようとする者に対し、入札公告等により、当該入札において最低制限価格が設定されていることを事前に周知するものとする。

(落札者の決定)

第5条 予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とするものとする。

(その他)

第6条 この要領により最低制限価格を設定するときは、入札に参加しようとする者に対し、入札時に委託費内訳書の提出を求めるものとする。

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この要領は、平成26年8月1日から施行する。ただし、平成26年7月31日までに入札公告または指名通知を行った業務については適用しない。